

新しい時代の扉を開く 地域福祉活動計画に期待する

立教大学コミュニティ福祉学部
教授 飯村 史恵

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」という理念を掲げて実践を重ねてきた練馬区社会福祉協議会の活動計画も、第6期を迎えることとなりました。この間さまざまな情勢変化がありましたが、近年、最も社会福祉活動に影響を及ぼしたのは、何と言っても新型コロナウイルス感染症の世界的流行と、それに伴う数々の規制や「自粛」ムードの広がり、他者とコミュニケーションを図るという大事な機会を喪失／縮小せざるを得なかったことでしょう。この問題は、今後も社会の多方面に、思いもしない影響を与え続けて行くような予感がしています。

感染症には多数のリスクがあり、その最たるものが健康被害であることは言うまでもありません。それを最小限に抑制するための行動制限やマスク着用、ワクチン接種等は、日本社会では殆ど議論の余地なく受け入れられ、一方で、その中でも働き続けなければならないエッセンシャル・ワーカーの人々に、私たちがこれほどまでに支えられてきたのかという見えにくい社会の構図も浮き彫りにしました。

このような中で、どのような状況にある人々でも、安心して地域における日常生活を送ることができるよう今後の社会福祉協議会の活動は、相当の覚悟を持って変えていかなければならない時期にあると見受けられます。

話は変わりますが、岩手県と秋田県の県境に、かつて沢内村という小さな村がありました。沢内村は、日本で初めて老人医療費や乳幼児医療費を無料化した「生命尊重の村」として有名ですが、長らく無医村で乳幼児死亡率も高く、豪雪・多死・貧困という厳しい環境に置かれていました。こうした村を地域医療・保健・福祉の先進地に導いたのは、優れた村長や専門職の存在もありましたが、注目されるのは「三せい運動」を実践し続けた地域住民の存在でした。「三せい運動」とは、一人ひとりが「せい」、話し合って「せい」、みんなで「せい」という、地域住民が個人の主体的な行動をしつつ、地域メンバーで協力しあい、そのために話し合いを重視するという「住民主体」を地で行く運動でした。

練馬区社協におけるネリーズや、今回の活動計画で取り上げられている多様な団体の活動は、こうしたかつて岩手県の小さな村で営まれた「三せい運動」を思い起こさせる一面があります。

もちろん、沢内村と現在の練馬区では、地域状況も、時代状況も、環境も大きく異なっています。練馬区は大都会東京にあって、自然環境にも恵まれ、何より多くの情報を活用できる多彩な人材が集う場でもあります。こうした練馬らしさを活かして、新たな時代の扉を開く鍵が今回の地域福祉活動計画であり、この計画を進めながら、より多くの人々の参加と協議によって内容が熟成され、実りある主体的な地域福祉活動に育っていくことを願っています。

計画の策定にあたって

第1章

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」です。

この計画は、生活環境が変化したり、支援が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、私たちが取り組む地域課題と目指す将来像を示しています。いわば、私たち一人ひとりが、どのように地域づくりを進めていくかを確認し合うための計画です。

練馬区地域福祉活動計画は、練馬区社会福祉協議会(以下「練馬区社協」という。)の法人理念でもある「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を基本理念に掲げ、区民、民生・児童委員、町会・自治会、社会福祉法人、社会福祉施設・団体、事業所、企業、行政、学校などと協力しながら、地域の福祉力を活性化させ、誰もが暮らしやすい地域社会を目指します。

練馬区社協では、平成7年に第1次地域福祉活動計画を策定し、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、第5次計画まで進めてきました。社会福祉協議会は、住民主体の考えのもと、運営される団体であり、地域住民や当事者団体の参加と代弁を図る組織です。したがって、地域の声を聴き、その声を反映しながら計画を策定する作業や過程そのものが、練馬区社協の事業展開において重要な位置を占めるものとなりました。

地域福祉活動計画策定・推進評価委員会を中心に、これまで地域を支えてきた地域住民や関係団体との地道な協働を大切に、これからも地域福祉を共に考え、行動していきます。

計画	計画期間
第1次地域福祉活動計画	平成7年度～平成12年度(6か年)
第2次地域福祉活動計画	平成18年度～平成22年度(5か年)
第3次地域福祉活動計画	平成23年度～平成26年度(4か年)
第4次地域福祉活動計画	平成27年度～令和元年度(5か年)
第5次地域福祉活動計画	令和2年度～令和6年度(5か年)

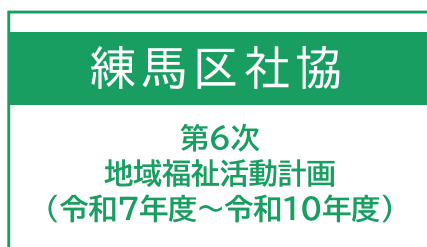
練馬区社協と練馬区は、互いに地域福祉を推進するパートナーです。

練馬区社協では、成年後見制度の利用を促進する「中核機関」業務、重層的支援体制整備事業や生活困窮者自立相談支援事業等を練馬区から受託しています。

また、練馬区は、練馬区社協が取り組むボランティア育成事業や地域活動団体のネットワーク化事業などの活動を支援し、連携を図っています。

これら事業と同様、民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」と練馬区が策定する行政計画「練馬区地域福祉計画」は地域福祉を支える両輪として区全体の地域福祉を推進します。

計画期間については練馬区地域福祉計画と合わせて4か年としています。



これまでのとおり「計画書本編」と「概要版」を作成し、第6次計画の周知に努めます。

また、第6次計画では、地域福祉活動計画策定・推進評価委員の意見を受け、困りごとが生じたときに計画書を通じて情報にアクセスできたり、相談窓口が見つかるリンク機能を電子版(練馬区社協ホームページに掲載)に備えます。

さらに、日頃から地域福祉に興味や関心を持ってもらえるよう、SNSを活用した効果的な情報発信に取り組みます。

第1章

第2章

第3章

第4章

資料